

(書 式 3 - 1 - 1)

遺 産 分 割 の 話 し 合 い を 求 め る 通 知 書

申 入 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日に父〇〇〇〇が亡
くなってから50日が経過しました。悲しみ
はまだ癒えませんが、父が残した遺産につい
て相続人間で遺産分割の協議をしなければな
りません。

つきましては、平成〇〇年〇〇月〇〇日午
後〇時から拙宅にて遺産分割の協議を行いた
いと思っておりますのでお集まりください。

なお、遺産分割協議は相続人全員の合意が
なければ成立いたしませんので、必ずご参加
していただきたくお願いいたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
〇 〇 〇 〇

〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
〇 〇 〇 〇 殿

〇 〇 県 〇 〇 市 〇 〇 町 〇 番 〇 号
△ △ △ △ 殿



解 説

(遺産分割の話し合いを求める通知書)

遺産分割のためには，相続人間で協議が整う必要がある。なお，相続財産が預貯金や債権だけである場合等は，分割協議が法的には必ずしも必要でない場合もあるが，金融機関等の相手方は分割協議ないし相続人間の合意を確認できる書面の提出を要求することが通例である。



* 遺産分割の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/partition-estate/>をご覧ください。弁護士法人朝日中央綜合法律事務所